

m 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

| | |
|--------|-------|
| 国立公文書館 | |
| 分類 | 返 赤 |
| | 3 A |
| 配架番号 | 14 |
| | 81-18 |

WDC 227069

昭和十七年一月

滿洲國ニ於ケル敵産等處置ニ關スル件

臨時貿易爲替局

一、對英米開戰ニ伴ヒ關東軍ニ於テ滿洲國關係機關ト協議設立セシ外
國人取扱要項左ノ通りナリ

第一方 針

國際情勢ノ急轉ニ鑑ミ滿洲國ハ日滿共同防衛ノ精神ニ基キ直チニ
在滿英、米諸國人ニ對シ取締並保護ノ實效ヲ收ムル如ク措置スル
ト共ニ日本ニ於ケル措置ニ順應シテ速カニ之ヲ強化シ得ルノ準備
ヲナス

第二 要 領

一、英、米各國領事官及領事館ニ對シテハ特權ヲ認メズ其ノ職務ヲ
停止セシムルモ文明國ノ態度ヲ以テ監視及保護ヲ加ヘ日常生活
ニ不便ヲ感セシメズ
職務ノ停止ニ伴ヒ電話ヲ切斷シ暗號及平文電報ノ發受並ニ短波
「ラヂオ」ノ使用ヲ禁止ス
但シ職務停止後ノ取扱ニ關シテハ日本ニ於ケル取扱ニ準シ公正

ナル態度ヲ以テ臨ムモノトシ先方ヨリ相互交換引揚ノ申出アル
場合ハ之ニ應ス

(一) 在滿英、米、各國又ハ各國人ノ公、私有財産及此等諸國人ニ對
スル取扱ハ日本ニ於ケル取扱ニ準スルモノトス

(二) 英、米各國ノ第三國ニ對スル領事館建物ノ保護又ハ居留民ノ利
益保護等ノ委託申出ハ之ヲ認メス

(三) 在滿「ソ」聯人ニ對スル取扱ハ日「ソ」中立條約ノ精神ニシテ
日本ト歩調ヲ合セ成シ得ル限り「ソ」聯ヲ刺戟セサル如ク細
心ノ注意ヲ加フルモノトス

第三 措 置

(一) 敵國領事館及領事館

(1) 電報ハ暗號平文共ニ之カ使用ヲ禁止シ電話線ハ切斷ス

(2) 短波「ラヂオ」ノ使用ヲ禁止シ公有財産ナル時ハ押收シ私有

財産ナル時ハ格納保管シ發信装置ハ之ヲ押收ス

(3) 領事館（領事館員並ニ使用人及此等家族ヲ含ム以下同シ）ハ構内ニ於テ起居セシムルモ事務所並ニ生活ニ直接必要ナキ器具類ハ所轄警察署長ニ於テ封印ス

但シ病人ニ對シテハ適宜ノ措置ヲ認ム

(4) 構内出入口ハ一箇所ニ限定シ警察官二名（一名ハ日系トス）

ヲ配置シ出入者ノ監視並ニ領事官ノ保護ニ任ス

(5) 領事官ノ外出ハ所轄警察署長ノ許可ヲ受クルヲ要シ且警察官之ニ附添フモノトス

但シ他國領事官又ハ他國籍人トノ會見ハ許可セス

(6) 外部ヨリノ出入者ハ所轄警察署長ノ許可ヲ受クルヲ要シ監視員ハ其ノ會見ニ立會シ且出入者ヲ記録スルモノトス

(7) 領事官宛公用郵便物ハ開戦前發送セラレタルモノト雖之ヲ抑

留シ外務局ニ送附シ私信ハ一切抑留ス

又外國ニ對スル郵便物ノ發送ハ受理セス

(8) 日本及滿洲ニ於テ發行スル新聞雜誌ノ購^買並ニ公認受信装置
ニ依ル國內放送ノ聽取ハ之ヲ許可ス

(9) 日常生活ニ關シテハ成ルヘク便宜ヲ供與ス

(二) 一般ノ敵國人

(1) 警察上ノ監視及保護ヲ加フルニ止メ抑留セサルモ有害行爲ノ
容疑十分ナルモノハ檢舉留置ス

檢舉ハ滿洲國警務機關之ヲ實施シ日本側機關之ニ協力ス

(2) 日本ニ於ケル措置ニ順應シ一地ニ集合セシムル場合ヲ顧慮シ
左ノ如ク之カ準備ヲナス

イ、京圖、京白兩線(含ム)以北居留者

ロ、同右(含マス)以南居留者

哈爾濱
奉天

但シ「カトリック」宣教師ハ撫順、四平ニ集合セシムルモノトス但シ直接滿洲國ヲ利益スル事業ニ從事シタル者ハ除外ス（啓東公司）

(3) 集合ニ關スル措置要領左ノ如シ

- イ、集合場所ハ敵國公有財産又ハ敵國人私有財産タル教會學校等ヲ利用ス
- ロ、集合ヲ命スルニハ全員ニ對シ集合日時場所ヲ通告ス、該通告ニ應ゼサル者ハ抑留ス
- ハ、居留地ヨリ集合地マテノ輸送並ニ集合地ニ於ケル給費ハ政府ニ於テ負擔ス
- 但シ生活ニ必要ナル諸物品ハ各自ヲシテ携行セシムルモノトス
- ニ、集合場所ト外部トノ交通ハ遮斷ス

各集會場所ニ監視班（警察官ニシテ通譯ヲ含ミ一箇所概

ネ十名（半数ハ日系）トス）ヲ置ク

ホ、日常生活ニハ勉、ヲ便宜ヲ供與シ又一ラチオ一縣取、新

聞、雜誌ノ講讀ニ關シテハ領事官ニ準シ之ヲ許可ス

（三）中立國領事官並中立國人

中立國領事官並中立國人ニ對シテハ警察上ノ監視ト保護ヲ嚴重

ニシ敵國人ト誤認セラレシ迫害ヲ受ケルカ如キコトヲキヤウ注意

シ一般ニ特別ノ制限ヲ加ヘス

但シ準敵國（諾戒、白耳義、丁抹等）ニ對シテハ暗號電報ノ使

用ヲ禁止ス

波蘭領事官モ亦之ニ準ス

「ソ」聯ニ對シテハ一應中立國トシテ取扱フモ常ニ嚴重ナル監視

視ヲナス

(四) 敵國公有財産

領事官ノ建物以外ノ公有財産ハ國際法ニ準據シ直接又ハ間接ニ
軍專上ノ用ニ供シ得ヘキモノハ擧收且沒收スルモノトス（短波
「ラヂオ」液体燃料等

(五) 敵國人私有財産

一般徵用ノ場合ノ外擧收、沒收等ヲナサス但シ日本ニ於ケル措
置ニ順應シ適宜ノ措置ヲナスコトアリ

(六) 敵國商船

滿洲國領域内ニ在ル敵國商船ハ押收ス

二、關東軍に於てハ更ニ時局ニ伴ヒ外國人取締ヲ左ノ通強化セリ

第一 敵國人ニ對スル措置

（一）和蘭領事館及領事館ニ對シ英、米領事館及領事館ニ對スルト同一
一ノ措置ヲナス

（二）英、米、蘭人中左記ニ該當スル者ハ抑止ス

- 1 軍籍ニ在ル者
 - 2 船員及航空機ノ乗員又ハ其資格アル者
 - 3 十八歳以上 四十五歳迄ノ男子
 - 4 特殊技能者（無電技師、軍需工場ノ技師等）
 - 5 既ニ檢舉セル以外ノ外諜容疑者）
- （三）前項以外ノ者ニ就テハ左ノ如ク措置ス
- 1 善良ナル者ハ保護ス但電話ハ切斷ス
 - 2 退去願出人ニ對シテハ外務局ニ於テ許否ス

3 通過入國願出人ニ就テハ前項該當者ハ抑留シ其ノ他ノ者ノ通過入國ハ許可セズ

4 「カトリック」宣教師ハ「對英、米開戦ニ伴フ外國人取扱要綱」(以下單ニ取扱要綱ト稱ス)第三第二項ノ2但書ニ據リテ措置ス

四 抑留ノ要領ハ取扱要綱第三第二項ノ3ニ據ル

五 領事官(領事館員並使用人及之等家族ヲ含ム)ハ取扱要綱第三第一項ノ3ニ據リテ取扱ヒ抑留セス

第二 敵國財産ニ關スル措置

(一) 抑留者ノ在滿動、不動産ニ對シテハ家族又ハ管理人アル時ハ之ヲシテ保管セシメ適當ナル管理人ナキ時ハ之ヲ斡旋シ又ハ封印ヲ施シ所轄警察署長ニ於テ保管ス

(二) 重要ナル工場商社ニシテ運営ヲ繼續セシムル必要アリト認ムル

モノニ就テハ之ガ運管繼續ニ必要ナル處置ヲ講ズ

(三) 危險物 (銃砲、火藥、劇藥等) 及短波「ラヂオ」ハ領置シ軍用ニ供シ得ル物件 (寫眞機、望遠鏡、高級放送受信機、自動車、自轉車、液体燃料等) ヲ使用ヲ制限ス

(四) 財産管理ノ爲封印ヲナス場合ノ措置ハ左ノ要領ニ據ル

- 1 適當ナル立會人ノ立會ヲ求メ物件名、封印ノ年月日警察署名ヲ記シ官印ヲ押捺シ絨封ノ趣意ヲ表示セ紙片ヲ以テ封印ス
- 2 封印ニ適セザル物件 (動物、其他揮發性ノモノ等) ハ換價處分ヲナシ其代價ヲ保管ス

三、日本對英米開戰ニ伴ヒ總務廳、軍連絡會議開催ノ上敵産及敵國人

ニ對スル措置ニ關スル最高方針左ノ通決定セリ

(一) 滿洲國ハ直チニ參戰セズ

(二) 英米等ノ領事館ノ職能停止

(三) 英米等ノ外交官ノ特權ヲ認メス但シ個人トシテハ叮嚀ニ取扱フ

(四) 敵性國人ニ對スル取扱

イ、公用財産ハ沒收

ロ、私有財産ハ管理ス但シ必要アルトキハ公用徵收ス

ハ、個人ハ保護ノ爲集結ス、第三國ノ保護依頼ハ認メス一特ニ

ロシア人ノ扱ヒニ關シテハソビエトヲ刺戟シナイ様注意

スルコト

(五) 滿洲駐屯日本軍並ニ日本ニ對スル人的、物的援助ヲ強化スル

(六) 國內ノ物價、物資、配給及ヒ資金ニ關スル政策樹立差當リ、北

支、朝鮮、滿洲、自給經濟、確立、事務トシテハ滿鮮及滿支間
國境、輸出入手續ヲ簡易化ス

四、前項ニ基キ敵性國人財産、管理ニ關スル滿洲對、具體的措置方針
左、通決定セリ

日本、對英米開戰ニ伴フ敵國財産管理ト呼應シ之ト同様、實質的
效果ヲ擧クルカメ、敵性國人、財産管理ヲ實施セントス

要 領

- (一) 敵性國、範圍ハ日本又ハ日本ニ對シ宣戰布告セル國トシ外國人
取引取締規則ニヨル指定ヲ爲スモノトス。
- (二) 指定國公有財産ハ政府之ヲ沒收ス
- (三) 指定國人私有財産ハ政府之ヲ管理ス
- (四) 沒收又ハ管理セル財産中、軍力利用ヲ必要トスル施設アルトキ
ハ政府ヨリ軍、利用ニ供ス

措 置

爲替管理法中敵性資産凍結ニ關スル規定ニ敵性財産ノ管理又ハ處分ヲ爲シ得ル旨ヲ追加ス。

其前項方針ニ基キ主要敵性財産ニ關シテハ左ノ通措置セリ

- (一) 啓東煙草及ロバート煙草會社(奉天、營口、哈爾濱)
- (二) 直チニ監理官ノ直接管理ニ移ス。
- (三) 監理官ノ指揮ヲ受ケ會社專業ヲ運営スル爲管理人ヲ指定ス。管理人ニハ差當リ田中知平ヲ指定ス。
- (四) 管理中株主權(收益權)ヲ含ムモノヲ停止シ、且現重役ノ職務ヲ停止セシム。
- (五) 操業ヲ停止セス生産ヲ繼續セシムルモノトス。
- (六) 香上銀行、(哈爾濱、奉天)
- (七) 直チニ營業ヲ停止セシム。

(四) 中央銀行支行經理ニ管理ヲ命ス。

(五) 資産整理方針ヲ樹立セシメ置キ、政府ノ指示ヲ待テ實施セシム。

(a) 財産ハ原則トシテ賣却セシムルモ、不動産ニ就テハ追而決定ス。

(b) 債務辨濟ハ非敵性人ニ對スル支拂ヲ優先セシム。

(c) 秋林洋行ニ對スル債權及株式ハ秋林ニ對スル措置ト關聯シテ決定ス。

(d) 従業員整理ヲ爲ス場合ハ適當ノ退職資金ヲ給ス。

(三) 秋林洋行

(1) 取敢ス現高木重役ニ管理ヲ命シ營業ヲ繼續セシム。

(2) 白系露人、生活維持ニ重要關係アルヲ考慮シ、香上銀行ノ所有スル秋林株式ハ特務機關ト連絡ノ上、白系露人專務局等適宜

公 舊行 管理ハ之ヲ中銀分行經理ニ命ス

(四) 英商物産出口公司

同社所有不動産ハソノ現狀ニ鑑ミハルビン市長ニ管理セシム

(五) 平和洋行

現狀取調ノ上機械原木ノ利用又ハ處分ヲ考慮ス

(六) 易洋行

白系露人事務局又ハハルビン特務機關ノ指定スル人ヲシテ管理
セシム

六、敵産ニ關シ採リシ法令上ノ措置

(一) 啓東、~~社~~林關係以外ノ外國人取締規則ニ基ク許可發行ヲ停止セシム

(二) 外國人取引取締規則ニ基ク一般許可ノ停止ヲ爲ス

(三) 外國人取引取締規則ニ基ク未使用許可書ヲ回收ス

(四) 外國人取引取締規則ニ基キ指定國ヲ追加ス

(五) 爲替管理法中左ノ通改正ス

(1) 第一條ノ三ノ次ニ左ノ二條ヲ加フ

第一條ノ四 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ第一條ノ二ニ掲グ

ル者ニ屬スル動産、不動産其ノ他主要ナル財産ノ管理若ク

ハ處分ヲ爲シ又ハ人ヲ指定シテ管理若クハ處分ヲ爲サシム

ルコトヲ得

前項ノ財産ノ管理又ハ處分ニ要スル費用ハ當該管理又ハ處

分財産ヨリ支出スルモノトス

第一條ノ五 第一條ノ二ニ掲クル者ニ對シ債務ヲ負擔スル者
政府ノ指定シタル者ニ債務ノ目的物ノ引渡シヲ爲シタルト
キハ當該債務ノ辨濟ヲ爲シタルモノト見做ス

(ロ) 第二條ヲ左ノ如ク改ム

政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ第一條乃至第一條ノ三ノ禁止
若クハ制限又ハ第一條ノ四若クハ^{管理}處分ニ關シ必要ナル事項
ニ付報告ヲ徴シ又ハ帳簿其ノ他ノ検査ヲ行フコトヲ得

第五條ヲ左ノ如ク改ム

第五條第二項トシテ左ノ一項ヲ挿入シ第二項ヲ第三項トシ
以下順次繰下ク

第五條第二項 第一條ノ四ノ規定ニ基キ政府ノ爲ス管理
ヲ拒ミ又ハ政府ノ處分ヲ拒ミタル者又前項ニ準ス

第二項中「前項」トアルヲ「第一項」ト改ム

(六) 康德八年經濟部令第四十六號外國人取引取締規則中左ノ通改正ス

第二十六條ノ次ニ左ノ二條ヲ加フ

第二十六條ノ二 經濟部大臣ハ指定外國人ノ有スル動産不動産

其ノ他主要ナル財産ノ管理又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第二十六條ノ二 經濟部大臣ハ人ヲ指定シテ前條ノ管理又ハ處

分ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十六條ノ三 經濟部大臣ハ前二條ノ管理又ハ處分ニ關シ必

要ナル事項ニ付報告ヲ徴シ又ハ帳簿其ノ他ノ検査ヲ行フコト

ヲ得

(ハ)中英借款ノ問題ニ付テハ別途中央ノ指示ニ依リ處理ス

(ニ)實施檢査ニ付テハ中央ヨリ直ニ關係官派遣ス

曰 英米領事館

規則第二十二條ニ基キ財産報告書ヲ提出セシメ嚴重監視シ居レ

四 敵産ノ處理ニ關シテハ總テ奉天及ハルピンニ於ケル資産凍結處

理委員會(管口)ニ付テハ奉天委員會ノ下ニ別個ニ委員會ヲ設ク

ル豫定)ニ諮リタル上措置スルコトハ從來^通ナリ

但シ在營口ニ付テハ奉天委員會ノ指示ニ基キ處置スル豫定ナリ

八 敵性商社及敵國人ノ資産

右ニ關シテハ開戦ト全時ニ調査ヲ開始シ現在調査整理中ナリ





